

【改正後】
懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会
令和5年9月4日

事由		免職	停職	減給	戒告
3 公務外 非行 関係					
	(10)わいせつ行為(4に掲げるものを除く。)	○	○	○	
4 児童 生徒 等 に 対 す る 非 違 行 為	(1)児童生徒性暴力等				
	①(ア) 児童生徒等に性交等をする事、させる事	○			
	(イ) 児童生徒等にわいせつな行為をする事、させる事	○			
	(ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノ法又は性的姿態撮影等処罰法違反	○			
	(エ) 児童生徒等に対する、痴漢行為又は盗撮行為	○			
	② 児童生徒等に対する、性的羞恥心を害する言動	○	○	○	○

【改正前】
懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会
令和2年9月15日

事由		免職	停職	減給	戒告
3 公務外 非行 関係	(10)淫行	○	○		
	(11)わいせつ行為	○	○	○	
4 児童 生徒 に 対 す る 非 違 行 為	(1)わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント				
	① 児童生徒に対する、わいせつ行為	○			
	② 児童生徒に対する、わいせつな言辞等の性的な言動		○	○	○
	わいせつな言辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質なとき	○	○		